

令和2年度 第3回 南丹市市民参加と協働の推進委員会 議事録

日 時：令和3年3月18日（木）午前9時30分～午前11時30分

場 所：南丹市役所 1号庁舎 3階 防災会議室

出席者：〔委員〕秋田副委員長、古北委員、檀上委員、高橋委員、清水委員
〔事務局〕平井課長、北村係長、古田主事、柴田主事

1 開会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から今年度第3回目の南丹市市民参加と協働の推進委員会を開会いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます地域振興課長の平井でございます。委員のみなさまには、ご多用の中ご出席いただきましたことに厚くお礼申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日ですが、関谷委員長から欠席のご連絡を受けております。</p> <p>また、関谷委員長ですが、4月から他府県の学校に所属が変わられることが決まり、お住まいも移され本市に来ることが難しくなることから、本委員の就任も今任期限りになられる旨、お伺いしています。6月の任期終了までは書面や電話などで審議内容についてご確認・ご意見をいただく対応となりますのでご承知ください。</p> <p>つきましては、委員長欠席につき、秋田副委員長に進行をお世話になります。それでは、開会にあたりまして、秋田副委員長からあいさつをいただきます。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 委員長あいさつ

副委員長	<p>本委員会には、立ち上げ当初から携わっており、南丹市まちづくり活動交付金については前身の市民提案型まちづくり活動支援交付金の時から審査員として関わってきました。市民提案型まちづくり活動交付金は多くの議論を積み上げて進めてきたので、まちづくり活動交付金についても市民の皆さんがどんな風に活用していきたいと思っているのか、この委員会の中で交付金の意義や方向性についてもお話しできればと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、協議事項に入りますが、ここからの進行については、秋田副委員長にお願いいたします。</p>

3 協議

(①令和2年度実施状況)

副委員長	<p>では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず、協議事項 南丹市まちづくり活動交付金について「①令和2年度実施状況」を、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1に基づいて今年度の実施状況について説明します。</p> <p>前回の会議でもご報告したとおり、本年度は23件の申請に対し、20件の提案を承認しております。</p>

	<p>うち、1件につきまして12月に辞退の申出があり、辞退届を受理しております。該当の提案は【「新シ活性化委員会」の「未耕作地を無くす『ニンニク』プロジェクト」】で、理由は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本年度や次年度以降の事業実施が困難になられたことです。交付決定後の辞退であり、次年度以降の申請にも影響がある旨ご説明したうえで辞退届を受理しておりますので報告します。</p> <p>その他の提案につきましては随時、実績報告書を提出いただいております。3月17日時点で4件の提出がありました。緊急事態宣言が出た影響もあり、当初の事業を中止、縮小された団体もありますが、事前に当課やまちづくりデザインセンターにご相談いただきながら事業を進めていただいております。</p> <p>なお、募集時点からコロナ禍であったことを踏まえ、事業実施の程度に関わらず一律1年目の事業としてカウントし、次年度に応募があった際には2年目の事業として取扱う方針ですが、2年目以降の申請となる団体が災害など団体に責任のない理由で事業を連続した年度で実施ができない場合には申請の延長申出ができるように要綱を改正しております。改正内容についてはこの後の議題で改めてご説明します。</p>
副委員長	事務局から報告がありましたが、みなさんのご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。
委員	コロナの影響で、活動に影響があると分かっているのは一覧のうちどの団体ですか。
事務局	現在、4団体から報告を受けており、該当するのは一覧表の市民団体「9」、「11」、学生チャレンジ枠「1」、大学提案枠「1」の団体です。大学提案枠の1件のみ事業の準備はされていたものの予定していた事業が実施できず0円実績となる旨を伺っており、他は事業を部分的に実施もしくは規模を縮小して実施され交付金額を下回る額での実績報告になると伺っています。
委員	減額となった場合も、次年度に持ち越しはないんですね。
事務局	そうです。20万円で交付決定をした団体から10万円の実績報告が出た場合、10万円で交付金額を確定し、1年目の申請として取扱います。概算払いをしている場合は、減額となった分を返納いただきます。
委員	市民団体は3年と言う縛りがあるなか、今年度はコロナの影響で思うように事業ができず、実際に辞退されている団体もいらっしゃいます。来年度に向けて要綱を改正するのは当然だと思いますが、今年度の申請団体に対してもう少しできる対応があったのではないかと感じます。例えば、今年度は辞退しても申請しなかったものと見なすなど、そういった要綱変更の素早い対応はできなかったのでしょうか。
事務局	今回、辞退をされた団体については、相談なしに辞退届を提出されたので、事前の調整がまったくできない状態でした。受理前にお話はしたのですが、この状況下に加え前回の市民提案型まちづくり活動交付金では対象となっていた経費も対象外となっていることもあり、自分たちのやりたい事業に対して交付金の活用自体が難しいと考えておられる状態でした。

	<p>また、今年は募集段階でコロナの感染拡大は言われており、申請を見送られた団体もありましたので、今年申請された団体は状況を承知の上で申請されたものと認識しています。ここまで長引くことは予想外のことであったかも知れませんが、今年度の申請者のみ今年度の申請を1年目とカウントしない、交付決定後の辞退を認めるとすると、募集時に提示した内容と違う対応をすることになり、今年の申請を諦めた方に不公平な対応となるので、年度内の要綱変更は行いませんでした。</p> <p>ただ、この交付金は活動を始める際の助走期間を支援をすると言う意図で3年もしくは5年継続して申請することを条件としていましたが、相談を受けるなかで外部的な要因で事業が継続して実施できないという声もいただきましたので、申請年度を延長できるように来年度から要綱を改正した次第です。</p>
委員	市の予算はどのように組んでいますか。
事務局	来年度の予算については現在要求中ですが、今年度交付決定された団体から2年目の申請があり、それとは別に10件程度新規の申請があると想定して組んでいます。新規については毎年10件程度の枠を要求していくつもりです。
副委員長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>「②令和3年度 募集要項について」事務局から説明をお願いします。</p>

(②令和3年度 募集要項について)

事務局	<p>前回の審議会では、審査の流れや基準等に関しまして様々なご意見をいただき誠にありがとうございました。内容に入ります前に、要綱の改正をしておりますので、改正概要をご報告します。</p> <p>次第の「参考」部分に示しております他、条文と新旧対照表を別紙でお配りしています。</p> <p>※改正概要について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■南丹市まちづくり活動交付金（対象：市民団体、学生、大学）を2つの要綱に仕分け <ul style="list-style-type: none"> →南丹市まちづくり活動交付金（対象：市民団体、学生） 学校提案型まちづくり活動活動交付金（対象：大学） ■南丹市まちづくり活動交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度の延長 <p>2年目以降の申請となる団体が災害など団体に責任のない理由で事業を継続した年度で実施ができない場合には申請の延長申出ができるようする。</p> ■学校提案型まちづくり活動交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の削除 <p>要綱に基づき交付の可否を審査する形に変更</p> ・対象校の拡大
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>「市内に拠点を置く、又は市と協定を締結する大学、大学校又は専門学校」→京都府下の大学・大学院・短期大学・専修学校と範囲を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府制度の併用可 <p>府が展開している「人・まち・キャンパス連携事業」と併用できるよう対象事業を設定。</p> <p>それでは、前段の変更を踏まえまして「②令和3年度 募集要項について」、事前にお配りしております「令和3年度南丹市まちづくり活動支援交付金」、「(参考) 交付金の対象・対象外の基準」に基づきご説明します。</p> <p>本文と様式に赤字で変更を加えています。主な変更点についてご説明します。</p> <p>※資料に基づき、主な変更点を説明。</p> <p>全体：令和2年度の申請、相談内容を踏まえて加筆修正 審査基準：審査項目の追加及び、各項目の内容・不適切例の追記 申請方法・その後の流れ：書面ヒアリングの手順を追記 Q&A：今年度審査会で対象・対象外を審議した事項を「(参考) 交付金の対象・対象外の基準」に整理し、その具体例としてQ&Aを追加 提出様式：令和2年度の申請、相談、ヒアリング内容を踏まえて修正</p> <p>変更のうち、特にご確認いただきたいのはQ&AのうちQ1～Q5の内容です。「(参考) 交付金の対象・対象外の基準」と、Q&Aの各内容を照らしながらご説明します。</p> <p>※資料に記載している基準の項目と、それに対応するQ&Aを説明</p> <p>材料費・食糧費：Q1 農地活用の事業経費：Q2・3 商品開発の事業経費：Q4 区の事業経費：Q5</p> <p>なお、本交付金の説明会を令和3年4月26日に予定しています。 募集要項は今回のご意見を踏まえて修正し、説明会終了後に市HPに掲載、各施設に配架する予定です。 説明は以上です。Q&Aに対するご意見と、全体に関するご意見が頂ければと思います。</p>
副委員長	<p>事務局から説明がありました。みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。まず、Q&Aについてお気づきの点はありますか。</p>
委員	<p>この内容ですと、一律に参加費用を徴収できない試食会で使う食材を栽培するといった内容の申請が出てきた場合、どこまで費用を認めるのか判断が難しくないでしょうか。</p> <p>農作物の栽培に関して対象外した方が良いという意見ではなく、今後、農地を活</p>

	<p>用した申請が増えることが見込まれるので、他で支援できる補助金がないのならばなるべく前向きに審査した方が良いのではと考えています。その辺りを審査員内でしっかり共通認識を持っておいた方が良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今のご指摘は「(参考) 交付金の対象・対象外の基準」の項目「材料費・食材費」と「農地の活用」の対象・対象外の考え方を横断するような内容かと思います。</p> <p>申請内容にも寄りますが、その場合は、試食会で使う量に対してこれだけの栽培費用がかかると申請書に示していただき、対象・対象外を審査をしていくこととなります。</p>
委員	<p>団体が、自分たちで使うものを自分たちで作ると言うのは本来は良いことなので、苗を購入する限度や、対象とする年度を決めても良いかもしれません。</p>
委員	<p>試食会の材料費を認めるとは言っても、そもそも団体が解決しようとしている課題や、やろうとしている内容、試食会の開催意図等を踏まえないと、対象・対象外は判断できないと思います。</p>
委員	<p>実績報告書や2年目以降の申請書の予算・決算書に成果物の収益報告を記載してもらえば、対象経費のなかで栽培する妥当性が判断できるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>農作物によっては、収穫までに時間がかかりその年度の実績や、次の申請時の予算にも書けない場合があるので、難しいと思います。</p>
委員	<p>市や府で農地を活用するための補助金がないのであれば、なんとかここでサポートをしてあげたいですが、判断基準が難しいですね。</p>
委員	<p>この交付金の趣旨では、農地の活用は手段であって目的ではないなか、そこに、農地の活用が目的で、補助金を活用するがために事業をしている。と言った団体が申請され、収入や活動内容の目的が分かりにくくて審査しにくいと言ったパターンが生まれているのではないかと思います。</p> <p>思い切って、農地活用専用の別枠の交付金を設けた方が良いのではないかと感じていますが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>この時期にそういった対応は市ではできないのではないのでしょうか。また、収益報告に関して収穫量などを事務局で全てチェックするのも難しいなか虚偽の報告をされても確認のすべがないので難しいのではないのでしょうか。</p> <p>思い付きではありますが、農地活用に関する材料費や栽培に係る費用に対しては補助できる割合を定めるのも一つの手段ではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>仰る通り、今から来年度に向けて新たな制度を設けるのは難しいです。</p> <p>また、ご提案の件について、備品購入費、委託費には交付対象経費に対する割合の縛りを設けているので、同様に縛りをかけることは可能ですが、何割が妥当なのかと言う課題があります。</p> <p>また、現状どんな申請がでてくるかが分からない状況のなかで、なにを対象経費として認めるのか具体的に決めてしまうと、想定外の申請が出てきた時に判断に困ることになるのではとも危惧しています。</p>
委員	<p>農地活用は全て対象とみなすと言った判断は、今年の判断と齟齬が出てしまうので難しいでしょうね。</p>

事務局	はい。また、「農地活用は全て対象」としてしまうと、営利的な活動も含めて認めることになるので要綱に反してしまいます。
委員	色々意見や提案もありましたが、現段階でどのような形で申請が出てくるのか分からないため、今回の「(参考) 交付金の対象・対象外の基準」の考え方を軸にしつつ、あと数年は審査会で1件1件議論しながら判断し、その結果を積み重ねて基準にしていくしかないのではないのでしょうか。
事務局	それでは、今回の募集では、今確認いただいた内容で周知し、審査で1件ずつ判断して基準を作っていくことでお願いします。 なお、農地の活用に関し、誰がどのような目的で栽培したものに団体が経費をかけようとしているのか、申請時にきちんと示してもらうようにします。
副委員長	Q1～Q5について、一定意見いただきましたが、他にありますか。
委員	Q8について、分かりにくいので、間違ったパターンを記載し、書き方を間違った場合、交付対象経費が減ってしまうことを提示した方が良いと思います。
事務局	追記します。
副委員長	つづいて、全体についてご意見ありますか。
委員	募集要項P5「審査基準」の(6)創造性について、(1)(2)の項目と似通った説明になっています。「創造性」と言う項目なので、提案団体が新たに始めた取組みと言ったニュアンスにできないのでしょうか。
委員	申請する団体側で考えると、継続していくだけでも大変なので毎回、新たな要素を求められるのは難しいかと思います。
委員	毎年の申請で「新しいことをする」という意味での新規性ではなく、「これまでしていなかった取組みを始めた」という意味合いでの新規性は必要かと思います。
事務局	いわゆる「既存の事業との違いが団体の工夫として含まれているか、2年目以降の申請でもその流れを踏まえているか」という話かと思います。なので、「提案団体が自ら課題に気づき」の部分で、「既存の事業との違いがある」と言った意味合いの言葉に変えてはどうでしょうか。
委員	既存の事業という言い回しにすると、過去にしていたが今は廃れた伝統行事の再興に取り組む団体の事業を排除することにならないのでしょうか。
事務局	その場合、また廃れてしまわないための対策がきちんと取られていれば、既存の事業とは違うと見なせます。その部分はきちんと説明するようにします。
委員	申請書を提出する前の相談の期間が、団体にとってとても大切になってくると思います。相談期間を長くとれるように工夫頂きたいのと、募集要項にも受付期間だけでなく、相談対応期間を記入してはどうでしょうか。申請する側の意識としては、締切日までに資料を揃えてと考えて準備しますが、早くに申請書類を提出するほどに記載内容の不備を事務局やまちづくりデザインセンターから指摘してもらえるので申請書の精度が上がります。逆に間際の提出だと最低限の対応しかできず、申請内容に不明確な部分が残ってしまう状況下だと思います。 受付期間の1週間ほど前を相談対応期間として記載することで、そういった部分をフォローできるのではないのでしょうか。

事務局	募集の受付は4月26日の説明会以降を想定していますが、2年目申請となる団体には4月上旬に募集要項を配布し、相談できる期間を長く設けるようにします。また、相談期間については、対応をしているまちづくりデザインセンターと調整のうえ、追記します。
委員	今年度、一番遅い交付決定日が12月でした。交付決定を受けてから事業に着手することを考えると、交付決定はできるだけ早くにしてあげたいのですが、その辺りの工夫はできないのでしょうか。
事務局	今年は二次募集を行ったので、最後の交付決定が遅くなりましたが、来年は二次募集をしないので、8月には交付決定をし、保留事業についても9月には交付の可否を決定したいと考えてます。また、本交付金は事前着手を認めているので、交付決定がないと事業ができないという訳でもないので、きちんと募集期間を設けてしっかりした申請書を提出いただくという体制を取りたいと思っています。
委員	きちんと内容を詰めて、関係団体と調整したうえで事業を実施いただく方が良いので、募集期間はきちんと取った方が良いと思います。
委員	2年目以降の申請団体について、先立って審査する体制を取ってはどうか。通常の募集締め切りからひと月ほど早く締切りを設ければ、交付決定も早くできると思います。
事務局	2年目以降の申請に関して締切りを早める場合、締切りは5月末、審査は6月となり委員の改選時期と重なること、また募集要項も少し変えた部分もあるなか2年目の申請団体だけ募集時期を早めるのは団体にとって負担かと思しますので、令和3年度はそういった対応は避けたいと思っています。令和4年度から取り入れられないかスケジュールを考慮して検討します。
副委員長	本日のご意見を反映していただき、来年度の募集に反映いただければと存じます。それでは、「③令和3年度 審査のながれと審査方法」について事務局から説明をお願いします

(③令和3年度 審査のながれと審査方法)

事務局	<p>「審査のながれと審査方法について」、資料2に基づき説明します。</p> <p>一連の流れになるため、審査の流れと審査方法をまとめて説明しますが、審査の流れは前回の会議で一定ご確認いただいたものを整理した内容ですので、主に審査方法についてご意見いただければと思います。</p> <p>※資料に基づき、主に今年度からの変更点を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の流れに、市による事前評価、審査委員による事前書面審査の手順追加 ・評価基準に、「△…どちらとも言えない（部分的に不適切／条件付き適切）」を追加 ・評価基準に「△」を追加したことに伴い、審査結果に「適切」「不適切」のほか、減額もしくは交付に条件を設ける「適切（減額or条件）」を追加。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

副委員長	事務局から説明がありましたが、みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。まず、審査の流れについてお気づきの点はありますか。
委員	本交付金について区長会で説明しますか。
事務局	全戸配布で説明会のチラシを配布するので、区長会では案内しません。
委員	大学提案の交付金も同じスケジュールで審査をしますか。
事務局	大学提案は、要綱に基づいて判断をするので、審査はいたしません。いまご提示したのは市民団体と学生チャレンジ枠の提案を審査いただく時の流れとなります。
委員	大学提案枠についても、まちづくりデザインセンターに相談いただくような促しをしてもらえればと思います。
副委員長	つづいて、審査方法についてご意見ありますか。
委員	審査の取りまとめ方法に書かれている審査例の（１）と（３）では、（１）の方が適切性が低いので、両方ともに評価としては「適切（減額 or 条件）となるのではないのでしょうか。
委員	そもそもこれは「事前書面審査」、「審査会」どちらでの基準ですか。
事務局	「審査会」での基準として記載しています。まず「事前書面審査」で各審査員が評価を付けておき、「審査会」の話し合いを踏まえて評価を修正、最終的に「審査会」後に評価を取りまとめて各項目の「適切・不適切」を決めていく流れを想定しています。
委員	「審査会」では「△・×」の評価があった提案を中心に協議するとのことですが、「事前書面審査」で審査員が一人でも「△・×」の評価を付けていればその提案を協議するということでしょうか。
事務局	そうです。
委員	であれば、【「事前書面審査」で全ての委員が全ての項目に「○」を付けた場合以外は「審査会」で協議する。】としておき、審査会では審査員個人での評価は行わず、協議のうえで各項目の「○・△・×」付けると言った方式にした方良くないでしょうか。
委員	審査委員が集まって、協議し、全員で確認しながら各項目の評価をすることになるので、審査員個人での評価をわざわざする必要はないと思います。
事務局	いただいた意見を反映します。
副委員長	本日のご意見を来年度の審査に反映いただければと存じます。 協議事項は以上です。最後に、その他として「令和３年度の委員体制について」事務局から説明をお願いします

6 その他

事務局	まず、前回案内をしておりました公募委員の応募状況についてご報告します。 今回、お知らせなんたんや市ホームページ、文字放送で広報を行い、２月１２日～３月１２日に公募を行いましたところ、２件の応募がありました。採用に関する手続きを行い、６月２４日以降の日付で委嘱をする予定です。 また、みなさまには６月２３日までお世話になり、５月頃に市民参加と協働の推
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	進計画の令和2年度の実績と令和3年度の計画を書面でご確認をしていただく予定ですのでもよろしくお願いいたします。
副委員長	予定しておりました内容は以上ですが、他にご意見などはございませんか。
副委員長	なければ、1点。今年度の交付金の申請にあった子どもの居場所づくり事業について、市の方で団体に委託をすとか言った話は出ていますか。子どもたちの良い居場所として機能していて、交付金の活用団体が市の委託を受けられるようになると、良い実例になるかと思えますし、分野的にもなかなか収入を挙げにくいことが継続のための課題になってしまうので、前向きに検討いただきたいと思えます。
事務局	地域振興課では把握していませんので、福祉部門に確認します。
副委員長	お願いします。 それでは、特にご意見等がなければ事務局へお返しいたします。

7 閉会

事務局	委員の皆さま、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、さらに市民活動が活発化するような取り組みを進めてまいりたいと思えます。それでは、以上をもちまして、南丹市市民参加と協働の推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------